

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	下水道法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	六価クロム化合物に係る特定事業場の排水基準の強化
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課・流域管理官
評価実施時期	令和5年10月16日
規制の目的、内容及び必要性等	有害物質等を含む汚水又は廃液を排出する施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水は水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく排水基準に適合する必要があるところ、当該排水基準のうち、六価クロム化合物に係るものが1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下から1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化される予定である。これを踏まえ、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項に規定する特定事業場から公共下水道及び流域下水道に排除される下水に係る基準のうち、六価クロム化合物に係る基準を1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下から水質汚濁防止法に基づく排水基準と同じ1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化する。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	六価クロム化合物を含む下水を排除する特定事業場において、本規制案により強化された基準に適合できない場合は、施設の構造や使用方法、下水の処理方法の変更が必要となり、これらの変更に係る費用が発生する。なお、従来の施設の構造や使用方法、下水の処理方法であっても強化された基準に適合できる場合があるほか、従来の施設の構造等では当該基準に適合できない場合であっても、特定事業場ごとに使用する六価クロム化合物の種類やその量及び用途に応じて、六価クロム化合物を含む原材料の使用抑制、代替品の導入等といった多様な手段が考えられることから、遵守費用を定量化して把握することは困難である。
(行政費用)	本規制案により、特定事業場から排除される下水が本規制案に基づく基準に適合していない場合に基準を遵守させるための計画変更命令(下水道法第12条の5)や指導等に係る費用が発生するが、既に六価クロム化合物を含む多数の物質(34物質)に係る排除基準の監督を実施しており、六価クロム化合物の基準強化を行ったとしても、監督業務全体の中で一体的・効率的に実施することにより、増加する行政費用は軽微である。
直接的な効果(便益)の把握	公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と公共下水道及び流域下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保することができる。本案の規制を実施しない場合、終末処理場からの放流水の水質が水質汚濁防止法における排水基準を遵守できず、公共用水域の水質に影響を及ぼし、人の健康に係る被害を生じさせるおそれがある。但し、人の健康への被害を生ずるおそれの未然防止に資するという効果については、定量的に把握することは困難である。
副次的な影響と波及的な費用の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	本規制案により、遵守費用及び行政費用が発生する。一方で、公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と公共下水道及び流域下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法との調整を図り、排水規制行政の統一的な運用を担保した上で、公共用水域の水質を保全し、人の健康への被害を防止することができることから、当該規制の効果は規制の費用を上回ると考えられる。
代替案との比較	公共用水域の水質の保全のためには、終末処理場からの放流水の水質を水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる必要があるが、大量の下水中の六価クロム化合物を終末処理場で処理することは技術的に困難であるため、特定事業場から公共下水道及び流域下水道に排除される時点の下水に係る基準のうち六価クロム化合物に係る基準を、水質汚濁防止法に基づく排水基準と同一のものとする以外に、終末処理場からの放流水の水質を水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる方法はなく、代替案は想定されない。
その他関連事項	令和5年6月14日(水)に開催された中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、六価クロム化合物にかかる水質汚濁防止法における排水基準を1リットルにつき0.2ミリグラム以下とすることが妥当であるという結論が取りまとめられ、同年6月27日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。
事後評価の実施時期等	施行後5年を目処に事後評価を行う。
備考	